

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年2月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500362号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500118号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月25日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私は、請求期間当時に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者の給与振込口座の普通預金元帳(写し)、A社の事業主の回答及び同僚が保管する賞与支給明細書から、請求者は平成15年12月25日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、上記の普通預金元帳及び同僚が保管する賞与支給明細書から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500368 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500120 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 17 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 12 月 25 日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及び元同僚から提出された預金通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額 17 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500379 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500121 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 15 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

平成 15 年 12 月 25 日にA社から支払われた私の賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私が所持している賞与明細書及び預金通帳により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成 15 年 12 月 25 日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額 15 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500349号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年12月31日から昭和24年8月1日まで

私は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求者は、請求期間に同社において、厚生年金保険に加入することができない。

また、A社の事業を承継しているB社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚4人を挙げているが、いずれも姓のみで名は記憶していない上、上記の被保険者名簿において、該当する姓の被保険者は、いずれも連絡先が不明であることから、A社における厚生年金保険の加入状況について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。